



避難行動要支援者名簿および 個別避難計画の作成について

～あなたの大切な命を守るために～

瀬戸内市では、災害時に自力で避難することが困難な方(避難行動要支援者)に対して、災害情報の提供や避難等の手助けが地域の中で素早く安全に行われる体制づくりを進めています。

避難支援が必要な方の情報を記載した名簿(避難行動要支援者名簿)を作成し、お一人お一人の災害時の避難計画(個別避難計画)を作成することで、災害時の避難支援や普段の見守りなどに役立てます。

1 避難行動要支援者名簿とは？

市は、災害時の避難支援体制をつくるために、「**避難行動要支援者名簿**」を作成します。

名簿対象者は、**在宅の方**のうち、右図の①～⑥のいずれかに該当する方です。

名簿には、住所、氏名、連絡先電話番号、対象要件(①～⑥)を掲載します。

避難行動要支援者名簿の対象要件

- ①要介護認定3以上 ②療育手帳A
- ③身体障害者手帳1級・2級(心臓、腎臓機能障害を除く)
- ④精神障害者保健福祉手帳1級かつ単身世帯
- ⑤市の生活サービスを受けている難病患者
- ⑥避難支援関係者が避難行動支援の必要を認めた者

2 名簿はどのように活用するの？

情報提供に同意した方の名簿は、避難支援等関係者(右図)へ事前に共有し、地域による災害時の支援体制づくりに活用します。

事前の情報提供に同意する場合は「**同意確認書**」を必ずご提出ください。

なお、災害時等には生命・身体の保護が優先されるため、必要に応じて同意の有無に関わらず名簿情報を提供することがあります。

注)避難支援等関係者自身の安全が前提となるため、同意によって災害時の支援が必ず保証されるものではありません。



避難支援等関係者

- 消防団 ●警察署
- 民生委員児童委員
- 社会福祉協議会
- 自主防災組織

3 災害時の避難計画(個別避難計画)とは？

「**個別避難計画**」は、避難行動要支援者ごとに、誰と・どこに・どのように逃げるかなどをあらかじめ決めておくための計画です。記入例を参考に、避難行動要支援者本人または家族等が作成し、市に**副本(コピー)**を提出してください。

作成した計画は、避難行動要支援者本人から必要な方に提供するなどして活用していただきます。また、市が内容を確認し、必要に応じて助言を行う場合があります。

なお、本人または家族での作成が困難な場合は、本人の同意に基づき、市や自主防災組織、福祉専門職(ケアマネージャーや相談支援専門員等)などが連携して計画の作成を進めます。

お問い合わせ先

取組の流れについては裏面を確認してください

瀬戸内市 総務部 危機管理課

〒701-4292 瀬戸内市邑久町尾張300-1

TEL(0869)22-3904

FAX(0869)22-3299

災害時における避難支援の取組について



**瀬戸内市が
対象者を抽出**

市は、対象者を抽出し、避難行動要支援者名簿を作成します。



**対象者に
同意確認書等を送付**

対象者に同意確認書と個別避難計画の様式を送付します。ご本人の状況に合わせて記入してください。



**同意確認書等を
瀬戸内市に提出**

記入した同意確認書と個別避難計画は、返信用封筒に入れてポストに投函し、市へ提出してください。

個別避難計画が作成できない場合は、同意確認書だけでも結構ですので、必ずご提出ください。

提出締切：令和7年2月28日(金)



**避難支援等関係者
に情報を提供**

市は、同意確認書の提出があった方の名簿情報を避難支援等関係者に提供します。また、個別避難計画は、ご本人から必要な方へ共有してください。



**地域での見守りや
避難訓練を実施**

避難支援等関係者は、情報をもとに、地域での見守りや避難訓練などを実施します。訓練などの際には、ご本人も参加してください。



名簿情報等の更新

名簿情報や個別避難計画の内容に変更がある場合は、市危機管理課までご連絡ください。

災害時の避難支援等を実施

～ お互いに助け合い、誰ひとり取り残さない地域をつくりましょう ～